資料 2

平成23年度の事業について

1　消費者啓発

(1) 総合啓発

市広報やパンフレットなど各種資料を関係機関の窓口に配置すると共に、新聞、放送など各種媒体を活用した幅広い啓発を行う。

① ローカル新聞への定期掲載
② 有線放送、ラジオ放送による周知
③ 中学生向け啓発冊子、消費生活相談事例集の作成・配布
④ 啓発パネルの作成
⑤ ラジオCMによる消費生活センターの利用周知
⑥ バス車体広告による消費者トラブルの予防、消費生活センターの利用周知

(2) 出前講座

高齢者に対する振り込め詐欺や悪質商法への対応などに加え、若年層のトラブルが多いインターネット・携帯電話の安全な使い方などを、啓発ビデオ（DVD）や紙芝居を交えて行う。

また、地域の集会やお茶飲みサロンでの積極的利用を呼びかける。

(3) 生活知識講座

暮らしの中で必要な知識を学び、賢い消費者になっていただくため、生活上の身近な問題をテーマに専門の講師を依頼し開催する。　10月・２月　開催予定

(4) 消費生活展

消費者意識高揚のため、多数の来場者が見込まれる機会を得て、市内協力団体との共催により開催する。

(5) 地域における啓発活動の担い手となる人材の育成

地域において、消費者トラブルの相談窓口を紹介したり、悪質商法や振り込め詐欺に関する情報提供をおこなう地域の担い手を育成する。

なお、必要な情報・知識を提供する養成講座を開催する。

2　相談業務

(1) 消費生活相談

消費者が巻きこまれる商品やサービス契約のトラブル、悪質商法の被害等について的確に対応し、必要に応じてあっ旋を行う。

また、新手の悪質商法などの手口は、PIO-NET等を有効に活用し、情報の早期収集を図る。

なお、消費生活相談業務のレベルアップのため、国民生活センター等が開催する専門事例研修へ参加するとともに、法律専門家による研修会を実施して法的理解力の向上を図る。

(2) 多重債務者対策

景気後退による企業の倒産や派遣打ち切りなど、個人・法人を問わず多重債務に苦しむ市民が増えている。一般家庭が多重債務に陥る理由の大半は生活のための借金であり、こうした問題を解決するため、「長野市多重債務者包括支援プログラム」に基づいて、弁護士・司法書士の協力を得て早期の債務整理を進める。

また、債務整理後の相談者アンケートを通じて、生活再建に向けた支援を庁内で協議する。

(3) 市民相談

日常生活における悩みやトラブル、隣人間のもめごと、交通事故に起因する諸問題等について、法律的解釈や判断を必要とする市民に解決への助言を行う。

種類	相談日	予約	定員等
法律相談 （長野県弁護士会長野在住会）	毎週火曜日 毎月第2・4水曜日 13：30～15：30	相談日前日の8：30から電話受付	定員：14名 相談時間：一人15分
税務相談 （関東税理士会長野支部）	毎月第2・4木曜日 13：00～16：00	予約不要	15：30までに受付
登記相談 （長野県司法書士会長野支部）	毎月第3木曜日 13：00～16：00	相談日前日の8：30から電話受付	定員：12名 相談時間：一人20分
公証相談 （長野公証人合同役場）	毎月第1木曜・第3水曜日 13：00～16：00	相談日前日の8：30から電話受付	定員：８名 相談時間：一人20分
手続相談 （長野県行政書士会長野支部）	毎月第１水曜日 13：00～16：00	予約不要	15：30 までに受付

3　予算

事業名	予算額	主な内訳
消費者啓発一般事務	11,335千円	消費生活協議会・生活知識講座費用、事務費 消費生活相談員賃金等
消費者行政活性化事業	5,222千円	消費生活センターの機能強化 （利用周知・相談業務に必要な図書の整備） 消費生活相談業務のレベルアップ （研修会開催、研修参加支援） 消費者教育・啓発の活性化 （啓発資料の作成、各種広報）
市民相談	3,529千円	弁護士報酬・その他各団体謝礼等